

4 施策体系

○ 基本方針1

家庭、学校、保育所、地域等社会の様々な分野の関係者が連携して食育に取り組み、生涯にわたって健全な食生活を実践できる人づくりを推進する。

(1) 家庭・地域における食育の推進

- ア 家庭における食育環境づくり
- イ 地域における食育推進活動の推進

(2) 学校・保育所等での食育への取組の推進

- ア 学校・保育所等における食に関する指導の充実
- イ 家庭・地域と連携した体験学習等の推進

○ 基本方針2

「食」の安全が保たれるとともに、豊かな自然、豊富な特産物、固有の食文化等を生かした、「食」を安心して楽しむ心豊かな社会の実現を図る。

(3) 地産地消の推進と食育の県外への発信

- ア 地産地消の推進
- イ 生産者と消費者との交流の促進
- ウ 食育の県外への発信
- エ 食文化の継承と発展

(4) 環境に配慮した食料生産等の推進

- ア 環境に配慮した食料生産等の推進

(5) 食育推進体制の整備と県民運動の展開

- ア 食育推進体制の整備
- イ 情報の発信・共有
- ウ 食育活動者の育成
- エ 食育推進運動の普及・啓発